



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

## 協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

謹賀新年



本年もよろしくお願い申し上げます

(公社)  
栃木県産業資源循環協会

監事	監理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	副常務	副会長						
事務局	手塚	浅邊	五邊	佐久	吉成	安橋	永井	熊本	白石	若月	仲井	田城	澤井	陽城	加野	山野	藤井	山城	藤本
職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	
一同	秀文	恒雄	彰彦	彦彥	太造	基智	昇昇	辰昇	範章	裕仁	純也	伸之	阳介	昇介	元浩	和弘	久一	昌彦	仲清
	文雄	彥彥	彰彦	太造	基智	昇昇	辰昇	範章	裕仁	純也	伸之	阳介	昇介	元浩	和弘	久一	昌彦	仲清	

## 新年の御挨拶



(公社)栃木県産業資源循環協会 会長 菊池 清二

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えたことと、心からお慶び申し上げます。

昨年は、中国武漢で確認された新型コロナウイルスが1年で全世界に拡大し、東京オリンピック・パラリンピックは1年延期されました。アメリカではバイデン氏がトランプ大統領を破り、頃を同じくして、日本でも安倍首相の健康問題により急遽自民党総裁選挙が行われ、菅政権が誕生しました。また、県内に目を向けますと、昨年11月15日の選挙により、福田知事、佐藤宇都宮市長が、5選を果たし引き続きその重責を担うことになりました。

当協会では、一昨年の台風19号の反省を生かし、あらかじめ、全会員に災害廃棄物処理の対応についてアンケート調査を実施し、県や関係団体と連絡体制などを協議しながら、仮置き場の管理や収集運搬、さらに処分まで会員がどの程度応援できるのかを取りまとめ、市町や関係団体に配布しました。また、県と締結している「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」を改正し、市町と新たに覚書を交わしたことにより、被災した市町から直接応援要請を受けることが可能になり、迅速な対応が期待できそうです。

協会活動いたしましては、5月に定時社員総会を開催したほか、理事会、産業廃棄物処理業における実務者研修会や反社会的勢力排除のための研修会につきましては、換気、検温や手指の消毒などの感染対策を講じた上で通常通り開催することができました。しかしながら、管理者層を対象にしたトップセミナー、労働安全衛生に関する研修会、優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会や賀詞交歓会につきましては、新型コロナウイルス感染の状況や参加者の健康などを考慮し、中止とさせていただきました。公益社団法人全国産業資源循環連合会の定時総会につきましても、書面開催になり、全国大会や全国会長・理事長会議、賀詞交歓会は中止になりました。また、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う許可申請に関する講習会等もオンライン講義を活用した「暫定講習会」になり、対面式の通常講習会の開催が難しい状況になりつつあります。

来年度から栃木県廃棄物処理計画が栃木県資源循環推進計画に衣替えするにあたり、当協会からは、安定型最終処分場の確保、工業団地への立地促進進出や建設・解体現場から発生する廃コンクリート、廃アスファルト以外の廃棄物のリサイクル促進などについて、しっかり取り組むようお願いしたことでありますて、この計画の推進により循環型社会がより高いレベルに達することを願いたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染の第3波の真っただ中、先日、県内1日当たりの感染者がこれまでの最多となる150人を確認し、1週間感染者が100人を超えており、宇都宮市内の飲食店の時短要請や4都県への往来を自粛要請する「特定警戒行動」が求められました。今がピークなのか頂上はもっと先なのか誰もわからない状況が続いております。この状況を考慮しますと、今年の協会運営はどうなるのか、どうすべきなのか、不安がありますが、前を見て会員の皆様の御協力のもと一歩一步着実に進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様の益々の御発展と御健勝を祈念いたしまして年頭のあいさつとします。

## 新年の御挨拶



栃木県環境森林部長 鈴木 英樹

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から本県の環境行政、とりわけ資源循環及び廃棄物の適正処理の推進に特段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年、世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、あらゆる社会経済活動に大きな影響を及ぼしているところであり、県では、現下の感染状況や経済動向等を的確に見極めながら、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るために、必要な対策に万全を期して参る所存です。貴協会並びに会員の皆様方におかれましては、県民生活・地域経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者として、処理体制の維持に御尽力いただいていることに感謝申し上げますとともに、引き続き、対策への御理解と御協力をいただきますようお願ひいたします。

また、災害廃棄物につきましては、令和元年東日本台風の経験をもとに市町との迅速な連絡体制の構築に御尽力いただいているところであります、県といたしましても、頻発・激甚化する自然災害に備え、災害廃棄物の処理体制の強化を進めて参りますので、今後とも御協力をお願いいたします。

さて、現在、県では、令和3（2021）年度から5か年を計画期間とする次期廃棄物処理計画の策定を進めております。

次期計画では、近年課題となっている海洋プラスチックごみ対策や食品ロスの削減など、資源循環を巡る情勢も大きく変化していることから、計画の名称を「栃木県資源循環推進計画（仮称）」に改め、資源循環を巡る新たな課題にも柔軟に対応すべく、各種施策を推進して参ります。

特に、プラスチックごみ対策につきましては、昨年3月に「栃木県プラスチック資源循環推進条例」が制定・施行され、同条例に基づき、「栃木県プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針」の策定を進めており、全国の先進県として、貴協会の御協力を得ながらプラスチック資源の循環に取り組んで参ります。

また、県営最終処分場「エコグリーンとちぎ」の整備につきましては、昨年7月に本体工事に着手したところであります、今後も地元那珂川町の御協力をいただきながら、令和5（2023）年の完成に向けて、着実に事業を進めて参ります。

廃棄物・リサイクル産業に携わる皆様方におかれましては、適正処理はもとより資源循環の担い手として、なお一層の御尽力をいただくとともに、このような県の取組につきまして、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会と会員の皆様方の御健勝とますますの御繁栄を心より祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。

## 新年の御挨拶



宇都宮市環境部長 千賀 貴司

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人栃木県産業資源循環協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から本市の環境行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの人々が先の見えない不安を抱え、新しい生活様式に対応している中、協会員の皆様におかれましては、自身が感染するリスクと闘いながら、日々のごみ処理に従事し、宇都宮市民の良好な生活環境の保全に大きく寄与いただいていることに対し、改めて感謝申し上げます。

さて、本市を取り巻く環境問題は、進行する地球温暖化への対応や、災害に強く快適な日常生活に向けた市民ニーズ、また、人口減少社会などに対応した本市のまちづくりへの環境面からの貢献など、ますます多様化・高度化しているところであります。

このような中、令和2年度は、本市の環境分野の総合計画である「第3次宇都宮市環境基本計画」の前期計画期間の最終年度でありますことから、時代の要請に迅速かつ的確に対応できるよう、これまでの施策の達成状況や本市を取り巻く課題などを踏まえた新たな視点で後期計画を策定していくところであります。

新年度からは、この環境分野の総合計画である「第3次宇都宮市環境基本計画後期計画」に基づき、「環境未来都市うつのみや」の実現やSDGsの達成に向けて着実に事業を推進してまいります。

また、ごみの適正処理などに関する「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」につきましても改定を進めているところであり、世界的な課題となっている「食品ロス」や「海洋プラスチックごみ」に対して積極的に取り組むため、「資源循環プロジェクト」を設定するほか、「食品ロス」については、発生抑制や食品廃棄物の再生利用等の施策について、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となり、食品を無駄にしない意識の醸成と行動の定着を図りながら推進するための「宇都宮市食品ロス削減推進計画」を県内他市に先駆けて新たに策定し、同計画に内包するなど、より一層のごみの減量化や資源化を推進し、持続可能な循環型社会の構築に努めてまいります。

今後とも、各種施策の積極的な推進により、持続可能な環境先進都市の実現を目指してまいりますが、協会員の皆様におかれましては、終息の兆しが見えないコロナ禍の中、引き続き、感染予防対策を十分に行っていただき、市民生活に絶対的に必要不可欠である廃棄物の適正処理に御尽力いただくとともに、本市の循環型社会の推進につきましても、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と、会員皆様方のより一層の御活躍を祈念いたしまして、新年のあいさつといたします。

## 小泉環境大臣から廃棄物処理に尽力されている皆様へレターが届きました

日々の廃棄物処理で社会を支えてくださっている皆様へ

新型コロナウイルスの感染が日本国内で初めて確認されてから1年が経とうとしていますが、いまだ感染拡大に歯止めがかからず、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県では緊急事態宣言が発出されました。こうした状況の中でも、日々の廃棄物の処理に従事して下さっている皆様に、改めて感謝いたします。

廃棄物処理は、新型コロナウイルス感染拡大下であっても、医療と同様、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務であり、緊急事態宣言時においても、感染拡大防止策を十分に講じつつ、事業を継続することが求められています。廃棄物処理に従事している皆様は、エッセンシャルワーカーとして、私たちの安全と日常生活になくてはならない存在であることが社会に広く認識されたと感じています。

皆様は、強い責任感を持って、新型コロナウイルスへの不安に対し、確実な感染防止対策をもって処理に当たられているプロフェッショナルです。こうした皆様に日々の廃棄物処理を担っていただいていることを、環境大臣として大変誇りに思います。また環境省として、こうした皆様の取組を国民に対してしっかりと発信していくとともに、業務継続に必要な防護具等の調達状況や、事業活動の停滞や生活様式の変化に伴う廃棄物量の変動など、廃棄物処理業の現状をしっかりと把握しながら必要な対策を進めていきます。

私も実際に廃棄物を取り扱ういくつかの現場を見せていただきましたが、皆様におかれましては、日々の健康管理、体調把握に始まり、消毒や換気の実施、ソーシャルディスタンスの確保を含む徹底した感染防止対策を行いながら作業しておられることと思います。

引き続き、感染症の予防と安全の確保、そして健康に十分に留意していただいた上で、廃棄物の処理を担っていただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

令和3年1月8日

環境大臣

小泉進一

## こんな時、どうするの？ コロナウイルスの残存時間

今月号は、協会にあった相談事例を紹介します。

### (内容)

廃棄物を持ち込んだ会社から、従業員が昨年11月ごろコロナウイルスに感染したと伝えられた。コロナウイルスは生きているのか、処理するには、廃プラスチック類、紙くず、木くずなどの混合廃棄物なので、手選別が必要だが大丈夫か。

### (回答)

コロナウイルスの残存時間をネットで調べたところ、様々あり、次の通りでした。

①空気中にエアロゾル状態でただよったウイルスは3時間、物の表面に付着したウイルスは、紙では3時間、銅（コイン）では4～8時間、段ボールでは1日、木や布では2日、ガラスや紙幣では4日、プラスチックやステンレスでは7日経過までに死滅します。

②エアロゾルでは3時間、銅では4～8時間で、また段ボールでは24時間、ステンレスで48時間（2日間）後、プラスチックで72時間（3日間）後まで残存していました。

③空気中に医療用噴霧器で噴霧：3時間検出が可能

段ボールに付着した場合：最長24時間検出が可能

プラスチックの表面に付着した場合：最長2～3日間検出が可能

ステンレスの表面に付着した場合：最長2～3日間検出が可能

④空気中に拡散した「エアロゾル」は最長で3時間「木」で最長4日、「紙」で4～5日、「ガラス」で4日、プラスチックで6～9日という結果が出ている。

様々な形で掲載されていますが、①～④をまとめると

- ・エアロゾル：3時間
- ・銅（コイン）：4～8時間
- ・段ボール：24時間
- ・木や布：48時間
- ・ガラスや紙幣：4日
- ・プラスチックやステンレス：2～9日

保管されている環境によって異なることも記載されていましたが、数か月経過したものにはコロナウイルスは生存していないのではないかと思われます。

また、テーブルやドアノブなどを80%程度の「アルコール（エタノール）」や0.5%の「過酸化水素」、0.21%の「次亜塩素酸ナトリウム」で消毒をすると30秒～1分以内で死滅するそうです。

## 廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を今年度から実施しております。

協会へのお問い合わせ先：TEL028-612-8016

### <主な事業>

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

### <その他>

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円（産業資源循環協会の会員・賛助会員は5万円）。
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



あけましておめでとうございます。

昨年は現在も続くコロナ騒動で大変な一年でした。

今年は元気な歳に戻り、また皆さまとお会いして廃棄物処理の話題で盛り上がりたいものです。

さて、前回から処理業を営んでいく上では必ず発生してくる「変更」に関することについて取り上げています。では、早速前回の宿題から。

**宿題Q**、産業廃棄物処分業者が次の変更をする場合に変更許可となるものは次のうちどれか。

- (1) 処分する産業廃棄物の種類を追加する。
- (2) 既にガラスくずの破碎を行っていたが、もう一つ同様の破碎施設を追加する。
- (3) 作業時間を延長する。
- (4) 代表取締役を変更する。
- (5) 株主が追加になる。

### 【解説】

- (1) 「事業範囲」の追加になるので変更許可。
- (2) 「事業の用に供する許可施設」の追加は処理業許可（14条許可）に関しては同様の行為を行うに過ぎず、変更届でよい。
- (3) 作業時間の延長の変更は「事業範囲」には当たらない。
- (4) 変更届事項。
- (5) 5%以上の株主の変更は変更届事項。5%未満なら届出も不要。

正解（1）

これで皆さんも「変更許可」と「変更届」についてご理解いただけたかと思います。

えっ？前問の「株主が5%以上と5%未満で扱いが違うのがなぜか？」ですか。

良い質問ですね。（b y 池上(^o^)）

これは一般的に5%以上の株を持っている株主ならば、その会社の経営に一定程度の影響力を持つだろう。そういう人物が怪しげな奴だと困るからなんです。

では、そちら関連の問題を出してみましょう。

**Q**、産業廃棄物処理業の欠格要件に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) どのような法律でも罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が役員にいる場合は必ず不許可となる。

- (2) 政令で定める使用人が欠格要件に該当していても、役員が欠格要件に該当していなければ許可となる。
- (3) 法人に対して取締役と同等以上の支配力を有していても、現在事項全部証明書（商業登記簿）に登記されていなければ、欠格要件の対象人物とはみなされない。
- (4) 個人の場合であっても、政令で定める使用人が欠格要件に該当すれば必ず不許可となる。
- (5) 暴力団員が事業活動を支配していても、適正処理が見込める場合は許可となる。

#### 【解説】

- (1) 役員に、禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいる場合は必ず不許可となる。しかし、役員が罰金の刑で欠格要件となり不許可となるのは、生活環境の保全を目的とした法令や、刑法、暴力行為等処罰法に違反して罰金の刑に処せられた場合(その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいる場合)となるので誤り。
- (2) 政令で定める使用人が欠格要件に該当する場合は不許可となるので誤り。(法第14条第5項第2号ニ)
- (3) 法第7条第5項第4号ニにおいて、「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む）」と規定されており、誤り。
- (4) 個人の場合であっても政令で定める使用人が欠格要件に該当する場合は不許可となるので正しい。(法第14条第5項第2号ホ)
- (5) 暴力団員が事業活動を支配している場合は欠格要件に該当するので誤り。(法第14条第5項第2号ヘ)

正解 (4)

「欠格要件」というのは、「あなたは廃棄物処理業の許可を取る資格がない」「資格に欠けている」ということです。この「欠格要件」に該当した場合は、処理業許可は与えられず、持っている許可是取り消されます。

前回に登場した「5%以上の株を持っている株主」というのは、今回の問題解説の(3)に登場している「役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者」に該当する「可能性のある人物」ということで、変更届の対象にしているのです。

なお、実際の運用としては30%を超えて株を所有していても「支配力無し」として会社の許可是取り消しにならなかつた例もあるようですし、逆に5%をわずかに超えていても「支配力有り」として許可取消になった例もあるようです。

この「欠格要件」ってなかなか難しいですよね。じゃ、今回の宿題も類似問題にしてみましょうか。



#### 宿題Q

次のうち、産業廃棄物処理業の新規許可申請時において処理業者である法人の取締役が欠格事項に該当し、不許可となるものはどれか。

- (1) 道路交通法違反で罰金刑を受けてから2年経過した場合。
- (2) 廃棄物処理法違反で不起訴処分を受けてから1年経過した場合。
- (3) 凈化槽法違反で起訴猶予処分を受けてから3年経過した場合。
- (4) 傷害罪で罰金刑を受けてから3年経過した場合。
- (5) 公職選挙法違反で罰金刑を受けてから1年経過した場合。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



# 佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

## Column コラム

明けましておめでとうございます。昨年11月、栃木県・宇都宮市・栃木県環境保全公社主催の講習会でお話をさせて頂いた縁で、貴協会の会報に連載させていただくようになりました。今年もよろしくお願ひいたします。昨年は大変な年でした。今年は、皆様にとって平穏で活気に満ちた年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

### ○食べ残し持ち帰り推奨

2020年12月15日、環境省はレストランから食べ残しを持ち帰る（ドギーバッグ）習慣を推奨するためのロゴを発表しました。

レストランで食べきれなかった料理を持ち帰りたいと言っても、衛生上問題があると、お店に断られた経験のある方は多いと思います。欧米では、食べ残しの持ち帰りはよく行われています。しかし日本では、万一お腹を壊したと訴えられてはかなわない、と思うお店が多いようです。でも、捨てるのはもったいないです。そこで、環境省は、食べ残しの持ち帰り習慣を広めるための「mottECO」のロゴを作成しました。身近なところからエコに参加し、食品ロスを減らすことは重要です。

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和2年12月21日掲載）

### ○2021年2月3日開催：日弁連主催 ESGセミナー「SDGsと弁護士～環境配慮ビジネスを弁護士がサポートする方法」

日本弁護士連合会主催ESGセミナーシリーズ「2020年度ESG（環境・社会・ガバナンス）基礎講座第2回持続可能な開発目標（SDGs）と弁護士～環境配慮ビジネスを弁護士がサポートする方法」に、森本英香氏（元環境事務次官）、東俊一郎氏（アスクル）と私が登壇致します。ZOOMで視聴可能ですので、是非お申し込みください。

[https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2021/210203\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2021/210203_2.html)

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和2年12月21日掲載）

### ○中国の固体廃棄物輸入規制法改正（2020年9月1日施行）

中国は、2011年から固体廃棄物の輸入にライセンス制を採用しています。しかし、2018年から段階的に輸入規制を強化し、2021年1月1日から全面的に固体廃棄物の輸入が禁止されます。

これに先立ち、2020年9月1日に施行された規制法では、違法な輸入について、運送人と輸入業者にその返還と廃棄処分の連帯責任を課しています。さらに罰金を、50万元から500万元（約800万円から8000万円）と大幅に引き上げました。来年からは、ライセンス制度そのものがなくなる予定です。中国の廃棄物輸入規制は、最終段階を迎えていました。

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和2年12月7日掲載）

## 【行政情報】栃木県環境森林部地球温暖化対策課からのお知らせ

**令和2（2020）年12月**

**大田原高校の生徒による  
気候変動研究スタート！**

**通信10号**

栃木県気候変動適応センターでは、環境省から受託している事業の一環として、将来を担う高校生や地域で活動するユース団体と連携し、気候変動に関する情報収集等を行っています。

現在、大田原高校の生徒が、若者の視点から考える気候変動の影響や適応について主体的に研究を進めています。

月 日 日直



大田原高校1年生の希望者23名が、6グループに分かれ、来年2月までの間、気候変動に関する課題研究プロジェクトに取り組んでいます。研究テーマは、身近に感じる気候変動の影響についての問題意識や興味関心に沿って、高校生自らが決めていきます。

この中で県とユース団体（とちぎユースサポーターズネットワーク）は、研究を進めるための科学的知見や調査手法の参考情報を提供するなどにより、活動を支援しています。

热心に意見を出し合っているまる♪

～研究テーマ候補～

- \* 室内と屋外の熱中症になりやすい湿度と温度の違い
- \* 気候変動が旬の物（食生活）に及ぼす影響
- \* 人間の開発と二酸化炭素の排出削減は両立できるのか？
- \* 再生可能エネルギーで学校に安定した電気供給を！
- \* 温暖化に対する意識啓発と家庭用バイオリアクターの開発

研究を通して気候変動を身近に考え、さらなる活動に発展することも期待しています。

乞う！ご期待

シンポジウムで発表予定！！

令和3(2021)年2月に、県が開催するシンポジウムにおいて、取組状況の発表を行う予定です！

**栃木県気候変動適応センター** 【事務局：栃木県環境森林部地球温暖化対策課 ☎028-623-3186】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターハイアドレス（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>）



【行政情報】栃木県における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

## 警戒度レベル「特定警戒」における対応

①区域 栃木県全域

※下線部が変更部分

②期間 令和2(2020)年12月30日(水)～ 令和3(2021)年1月31日(日)

※終期は予定。状況を見て判断。

③実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

### ●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- ・ 栃木県特定警戒行動を要請
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請  
(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)  
■特に、感染リスクが高い場面を避けることを要請（大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛）
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請
- ・ ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底するよう要請

### ●事業者に対する協力要請

- ・ 一部の市町における酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）に対し、営業時間短縮の協力を要請（特措法第24条第9項）  
【地域】宇都宮市全域 【期間】1月8日（金）～1月22日（金）【内容】20時から翌朝5時までの営業休止
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を要請（特措法第24条第9項）
- ・ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施を要請（特措法第24条第9項）
- ・ テレワーク等の制度活用の推進、オンラインビジネスの推奨

### ●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼については別途定める

※ 学校においては、感染リスクの高い教育活動を控えた上で、通常登校を継続する

# 栃木県特定警戒行動

## 不要不急の外出自粛

特に、次の外出について注意

- ・**1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）への往来**
- ・**夜間（20時以降）の外出**

### 新たな要請内容

感染が拡大している地域の酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）に対し、

## 営業時間の短縮を要請

### 【時短要請を行う対象の考え方】

- ・すべての活動をストップさせることなく、ポイントを絞った対策とする。
- ・「飲酒を伴う懇親会等」は、感染リスクが高いと考えられる。
- ・飲食を中心として感染拡大していると考えられるため、飲食店などの営業時間のさらなる短縮の要請を含め会食・飲食による感染拡大リスクを徹底的に抑えることが必要と考えられる。  
(新型コロナウイルス感染症対策分科会)

### 【感染が拡大している地域の考え方】

- ・市町単位で地域を設定
- ・人口10万人あたり1週間新規感染者数が25人以上（国・ステージ4）を目安とする
- ・人口規模を勘案し、新規感染者の実数が一定程度（30人以上）あることを目安とする
- ・施設等クラスターによる影響は除外

## 「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」

### 不当な差別、偏見、誹謗中傷、いじめ等は決して許されません。

新型コロナは、誰もが感染しうる病気です。私たちが闘っているのは、ウイルスであり、人ではありません。

感染された方やその家族等への偏見や差別、誹謗中傷等は、対象となる人の心身を深く傷つけ、平穏な生活を脅かすばかりでなく、差別を恐れて受診をためらうなどの行動に繋がり、更なる感染の拡大という負の連鎖を招きかねません。

県と市町は、県民の皆さんと一緒に、大切な人やくらしを守るために、“おもいやり”と“やさしさ”を持って、新型コロナとの闘いを乗り越えていきます。

- ◇ 感染された方やその家族などに対する差別、誹謗中傷等は、決して許しません！
- ◇ 医療従事者をはじめ、わたしたちの健康やくらしを支えるために奮闘されている方々に心から感謝し、エールをおくります！
- ◇ 県外から来られる方々を非難せず、お互いに尊重し合います！
- ◇ 県民の皆さんとともに、互いの立場をおもいやりの心とやさしさを忘れず、新型コロナとの闘いを乗り越えていきます！

### 偏見や差別、心ない言動の例～身近なところで起こっていませんか？

- 感染した人やその家族及び関係者に対する誹謗中傷
- 治療を終えて復帰した人への差別や嫌がらせ
- 医療従事者の家族に対する、出勤拒否や登園拒否
- 医療従事者の入店拒否やタクシー乗車拒否
- 感染した人の住所や勤務先の詮索、根拠のない情報の拡散
- インターネット、SNS 上での誹謗中傷
- 感染した人の勤務先や利用した店等への嫌がらせ
- 県外への通勤者や県外からの来訪者（県外ナンバー車両）への非難
- マスクをしていない人への非難（※様々な事情からマスクの装着が困難な方がいます）
- 外国出身者への嫌がらせや暴言
- スーパー・ドラッグストア従業員や配達業者の方々への暴言

### ～互いの立場を思いやる心とやさしさを持って行動しましょう～

#### お問い合わせ

栃木県人権・青少年男女参画課  
人権施策推進室  
電話：028-623-3027

とちまるくんは、宇都宮地方法務局から  
「じんけん大使」を委嘱されています！



## 栃木県立美術館からのお知らせ



田崎草雲《四季山水図》制作年不詳 紙本着色



世の中の流行を追わず  
南画の本流を守れ!  
——  
田崎草雲



高 雄古《春景耕翻図屏風》江戸時代(19世紀) 紙本金地着色・六曲一反 栃木県立博物館



2021年1月16日㈯-3月21日㈰

開館時間:午前9時30分~午後5時(入館は午後4時30分まで) 休館日:月曜日



児玉果亭《雪中山水圖》1890(明治22)年 紙本着色 佐野市立吉澤記念美術館



高久彌正《夏山真習圖》1842(天保13)年 紙本着色 栃木県立博物館



高 雄古《沈香亭之図》1855(安政2)年 紙本着色 生福寺

「**栃木における  
南画の潮流**  
**—文晁から魯牛まで**

栃木県立美術館 Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

主催=栃木県立美術館 後援=朝日新聞宇都宮総局、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、栃木新聞社宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

観覧料:一般 900(800)円、大高生 600(500)円、中学生以下無料 \*(\*)内は20名以上の団体料金

beyond  
2020

日本の絵画は古来中国や朝鮮からの影響を受けながら歴史を刻んできました。「唐絵」や「漢画」という呼称はまさに中國風の絵ということでした。一方、平安時代に国風文化が盛になると、文字に呼応した新しい絵画テーマを上個風の難な色彩によって表現する「大和絵」が生まれます。このように日本独自に大きな一つの流れができると、渡米人ではない日本の絵師たちが活躍するようになります。その後、鎌倉時代に武家政権となり中國から禅宗が移入されると、禅寺には修行の階梯となる祖師像を描く西僧が誕生し、やがて絵師となって専門的な仕事をするようになります。京都五山の相国寺を中心とした室町将軍家の文化サロンでは、情緒にありながら御用絵師をつとめる絵画や開文、宗祇といつた水墨画の祖い手が生まれます。彼らの描く絵は、中国南宋時代の画院を中心とする水墨画を範としていたため、「画院」とも呼ばれました。その流れを汲む齊衡は日本一有名な水墨画家として知られています。さらには狩野正信・元信が出て「狩野派」を誕生させました。「狩野派」は、安定した絵画を提供するために流派の團体を確立し、発注者の望みに応える「手稿制作」をこなします。そして将軍や有力寺院、大名や商人、さらには市井にまで支持者を増やし、幕末までその血脉を中心とした巨大画壇を維持したのです。一方、禁裏御用絵師(御所預)としては「土佐派」や「佐吉派」が「大相絵」の系脈を保つばかりと運用をとめていました。

江戸時代後期の18世紀になると、「狩野派」の絵に対する不満が高まり、中国明清時代の版本類が流入してきたことにより、「南宗画」が広く伝わりました。その受容期の画家たちの活動を経て、文人たちも好み、庶民にもわかりやすいものとして「南宗画」を日本風に大成した人物が上方の池大雅と与謝蕪村でした。それはやがて江戸へも伝わり、すでに流行していた狩野派以外の様々な流派と共に大いにやはやされ、江戸の绘画をより豊かなものにしました。その後、「南宗画」が後に「南画」と呼ばれるようになり、「南画」は日本藝術の二つのジャンルとして展開していきます。しかし明治になると、今までの日本の繪畫規範は中国から西洋へと大きな転換を強いられることになりました。「南画」は「日本美術院」など新しい「日本画」創造を目指す「新派」に対抗し、伝統的繪畫を維持する「旧派」の中心として明治・大正・昭和という各時代に合わせた「新しい南画」へと傾斜を続けました。

本展では、幕末期の谷文晁を中心とする本邦出身の高久直庄らによる「開東南画」に始まり、次代の田嶋草雲、その高弟小室景雲らの「南画」繼承を経て、橋本所縫の南画家たちがどのように自らの「南画」風を展開させていったのかを162点の作品により観察します。

日本の絵画は古来中国や朝鮮からの影響を受けながら歴史を刻んできました。「唐絵」や「漢画」という呼称はまさに中國風の絵ということでした。一方、平安時代に国風文化が盛になると、文字に呼応した新しい絵画テーマを上個風の難な色彩によって表現する「大和絵」が生まれます。このように日本独自に大きな一つの流れができると、渡米人ではなく日本の絵師たちが活躍するようになります。その後、鎌倉時代に武家政権となり中國から禅宗が移入されると、禅寺には修行の階梯となる祖師像を描く西僧が誕生し、やがて絵師となって専門的な仕事をするようになります。京都五山の相国寺を中心とした室町将軍家の文化サロンでは、情

感にありながら御用絵師をつとめる絵画や開文、宗祇といつた水墨画の祖い手が生まれます。彼らの描く絵は、中国南宋時代の画院を中心とする水墨画を範としていたため、「画院」とも呼ばれました。その流れを汲む齊衡は日本一有名な水墨画家として知られています。さらには狩野正信・元信が出て「狩野派」を誕生させました。「狩野派」は、安定した絵画を提供するために流派の團体を確立し、発注者の望みに応える「手稿制作」をこなします。そして将軍や有力寺院、大名や商人、さらには市井にまで支持者を増やし、幕末までその血脉を中心とした巨大画壇を維持したのです。一方、禁裏御用絵師(御所預)としては「土佐派」や「佐吉派」が「大相絵」の系脈を保つばかりと運用をとめていました。

江戸時代後期の18世紀になると、「狩野派」の絵に対する不満が高まり、中国明清時代の版本類が流入してきたことにより、「南宗画」が広く伝わりました。その受容期の画家たちの活動を経て、文人たちも好み、庶民にもわかりやすいものとして「南宗画」を日本風に大成した人物が上方の池大雅と与謝蕪村でした。それはやがて江戸へも伝わり、すでに流行していた狩野派以外の様々な流派と共に大いにやはやされ、江戸の绘画をより豊かなものにしました。その後、「南宗画」が後に「南画」と呼ばれるようになり、「南画」は日本藝術の二つのジャンルとして展開していきます。しかし明治になると、今までの日本の繪畫規範は中国から西洋へと大きな転換を強いられることになりました。「南画」は「日本美術院」など新しい「日本画」創造を目指す「新派」に対抗し、伝統的繪畫を維持する「旧派」の中心として明治・大正・昭和という各時代に合わせた「新しい南画」へと傾斜を続けました。

本展では、幕末期の谷文晁を中心とする本邦出身の高久直庄らによる「開東南画」に始まり、次代の田嶋草雲、その高弟小室景雲らの「南画」繼承を経て、橋本所縫の南画家たちがどのように自らの「南画」風を展開させていったのかを162点の作品により観察します。



高久直庄《西園筆集》(1822年) 紙本着色・六曲一双 黒瀧野が原博物館蔵



小室景雲《幽洞聽泉》(1921年) 紙本着色・六曲一双 黒瀧野が原博物館蔵

## 栃木における南画の潮流 —文晁から魯牛まで



石川寒徹《子牛》(1934年) 紙本金地着色・六曲一双 黒瀧野が原博物館蔵



牧島知樹《蓬萊山房(小名浜風景)》(1948年) 紙本着色・六曲一双 足利市立美術館蔵

お知らせ:会期中、作品保護のため展示替えを実施します。詳細についてはHPにてご確認くださいか、お問合せください。

### 企画展開催イベント

※当日の企画展観覧券が必要です。  
※新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止のため、予定を変更する場合がありますので  
詳しい情報については直接お問い合わせください。

### [関連企画]

★レクチャー&ギャラリートーク  
担当:宇都宮芸術会館  
概要:開催会場について説明後、  
ギャラリートークをおこないます。

日時:①2021年1月30日(土)午後2時~3時30分  
②2021年2月20日(土)午後2時~3時30分  
③2021年3月13日(土)午後2時~3時30分

会場:集会室・企画展示室

担当:当館 橋本技幹・東学芸課長

定員:30名(事前電話予約制・先着順)

### [同時間開催]

コレクション展Ⅳ「鈴木賀二、ふたたび」  
2021年1月16日(土)~3月21日(日)

### [宇都宮美術館のご案内]

#### 「ジョルジエ・ビゴー展」

第13回宇都宮エスペーブ賞「伊藤遼平展」  
2021年2月7日(日)~5月16日(日)(予定)  
宇都宮市長岡町 1077 Tel.028-643-0100



【交通案内】

○電車・バス

・JR東京駅から東北新幹線にて約50分

・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗り場)、

東武宇都宮駅から「開東」バス(新学園・駒生行き)にて  
(橋渡十文字)バス停下車 徒歩5分

○自家用車

・東北自動車道・JR東北新幹線・駒生ICより約10km、約20分

・北関東自動車道・壬生ICより約13km、約25分

**栃木県立美術館**  
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

Tel.028-621-3566

<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

## 新規加入会員紹介 【正会員1社】

○剋真建設株式会社

代表取締役 小林 克男  
栃木県真岡市田町1515-4  
TEL0285-82-9311 FAX0285-82-9313

◆栃木県 平成29年7月13日

\*収集・運搬（積替えを除く）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

### ー組織強化の推進についてー

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。

協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところがありますが、令和3年1月10日現在、正会員196社・賛助会員24社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧説をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

### 【協会員の皆様へ】許可証の変更等について

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

□氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）

□廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

### ー青年部に入会しませんかー

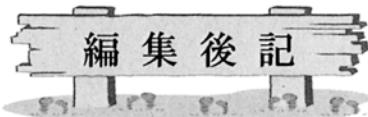
青年部は(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。

1月10日現在、23名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても飛躍的な発展の一助となると考えております。是非、御入会頂きますようお願いいたします。お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。

### 事務局だより

☆12月18日（金）

青年部役員会が、宇都宮市中央生涯学習センターにおいて開催され、五月女部長はじめ9名が出席し、諸議題等について協議しました。



あけましておめでとうございます。

昨年暮れからのコロナウイルス感染者の増加は、驚きと少し恐怖さえも感じるくらいの勢いで、国も一都三県と協議し、緊急事態宣言を発出しました。コロナに振り回された1年でしたが、今年はどんな年になるか、ネズミから牛にバトンが渡されました。

株の世界では牛はつまずきだそうですが、牛は英語でブルです。是非とも前向きに強気な1年になってほしいと思います。

先日、うんちくを語る番組で、絵馬はどうして絵馬と言うのか。絵が描かれているので絵はわかるが、どうして馬なのか。昔は、神社に願い事をするときには生きた馬を献上したそうで、その後板に馬の絵をかけて奉納するようになったそうです。この馬の絵を描いたものが絵馬の始まりだそうです。

昨年の今頃は、コロナが確認されましたが、季節性があるとの期待を持っていましたので、オリンピックまで延期されるとは思ってもいませんでした。「オリ・パラが無事開催されますように」を絵馬に託したいと思います。

再生紙を使用しています